

## 仕 様 書

### 1 業務名

令和5年度札幌市立学校における看護師配置事業 A

### 2 実施対象者

札幌市立学校に学籍を有し、日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒のうち、主治医の指示内容が確認できる書面を有するもの。

### 3 業務実施者

受託者から派遣される看護師

※ 看護師は看護師免許を有し、看護師の職務経験を有するものとする。

### 4 業務内容

- (1) 看護師を学校、児童会館及びミニ児童会館（以下、「会館」という。）へ派遣し、実施対象者に対して、経管栄養、導尿、注射等の定時に集中する医療的ケア及び短時間で可能な医療的ケアを行うほか、長時間の医療的ケアが必要な実施対象者については、その身体状況等を観察しながら必要に応じ、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、水分補給、胃ろう管理、気管カニューレ管理、酸素療法、てんかん発作の対応等の医療的ケアを行う。
- (2) 常に実施対象者の健康状態の把握に努め、実施対象者の主治医の指示書に従って、あらかじめ確認した医療的ケアに限って実施することとする。主治医による早急な診療が必要と判断した場合には、直ちに学校長（児童クラブ利用中は会館長）に報告し、対応を協議する。
- (3) 履行時間は、原則として学校登校（園）日及び児童クラブ利用日のうち委託者が指定する時間とする。
- (4) 医療的ケアの実施体制等について、「札幌市医療的ケア児等支援機関サポート医師配置業務」に基づくサポート医師による助言・指導等を受けるほか、実施対象者の保護者、学校及び会館と必要に応じて打合せを実施する。
- (5) 実施対象者の主治医から医療的ケアの指示内容を直接受ける必要がある場合は、当該主治医が勤務する病院に訪問し、指示確認を行う。
- (6) 校外学習先への看護師派遣は、行程や必要経費等の詳細を基に委託者と協議し、可否について定めるものとする。

### 5 履行場所

- (1) 実施対象者が在籍する学校
- (2) 実施対象者が利用する会館
- (3) 当該主治医が勤務する病院 ※必要な場合のみ
- (4) 校外学習先 ※委託者との協議により、可能と判断した場合のみ

### 6 履行期間等

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで  
原則として学校登校（園）日及び児童クラブ利用日に実施

- ※ 実施対象者の体調不良等の理由により、履行中止日が発生する可能性がある。
- ※ 履行中止又は日時変更の連絡は、原則として学校及び会館と受託者との間で行う。

## 7 契約方法

- (1) 看護師の配置時間の区分に応じた契約単価（固定分及び変動分）を定め、固定分は月ごと、それぞれの予定業務日数又は回数により、変動分は月ごとの実績日数又は回数により、支払うものとする。
- (2) 看護師の派遣が決定した後に履行が中止となった場合は、固定分を支払うものとする。
- (3) 学校及び会館が受託者に対し、履行前日の午後5時まで（前日が土曜日、日曜日及び国民の祝日の場合、その前の平日の午後5時を連絡の期限とする。）に中止の連絡をした場合は、変動分は発生しないものとする。
- (4) 業務実施者の履行場所への移動費用については、委託者では負担しない。

## 8 実施予定数

学校 13 校、会館 2 館を予定

※ 実施時間帯は委託者との協議により決定する。

※ 校数、会館数、配置時間及び配置日数（回数）に変動があった場合、委託者との協議を経て、業務を実施するものとする。

## 9 個人情報の取扱い

- (1) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (2) 別紙 1 「個人情報取扱安全管理基準」を遵守し、また、個人情報保護のため、別紙 2 「個人情報取扱安全基準適合申出書」を提出し、その内容について業務履行開始前までに担当課の評価を受けること。

## 10 連絡先

### (1) 学校関係

札幌市教育委員会学校教育課学びの支援担当課学びの支援係

（札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 3 階 TEL011-211-3851）

### (2) 児童クラブ関係

札幌市子ども未来局子ども育成部放課後児童担当課

（札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 3 階 TEL011-211-2989）

## 11 特記事項

- (1) 年間予定額を算出する際には、履行中止日が発生しない想定で見積もること。
- (2) 本仕様の内容は、実施対象者が医療的ケアを必要とする状況や主治医の指示内容の変更によって、見直す可能性がある。
- (3) 詳細については、事前に各担当者に確認すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、各担当者と協議の上、定めるものとする。